

令和8年度前橋工科大学構内除草等業務に関する仕様書

1 業務名

令和8年度前橋工科大学構内除草等業務

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

前橋市上佐鳥町460番地1 前橋工科大学構内

4 目的

本業務は、前橋工科大学構内の除草及び低木類の刈込み等を行い、適切な学修環境を整備することを目的とする。

5 業務内容

(1) 除草業務（機械除草・片づけ）

ア 履行期間中の5月中旬から下旬、7月中旬から下旬、9月下旬から10月上旬の計3回に実施すること。

イ 業務範囲は、別紙1-1「除草業務位置図」のエリア1からエリア49までとする。各エリアの概算面積は、別紙1-2「数量一覧」を参考にすること。

ウ 原則として草刈機(肩掛式)により行うこと。ただし、発注者と事前協議のうえ自走式の草刈機の使用することは可能とする。

エ 各エリアの除草後は、清掃を行い、刈り残しがないようにすること。

オ 校内に設置されている樹木、株物及び柵などを損傷しないように注意すること。

カ 草刈機(肩掛式・自走式草刈機)を使用するときは、周囲に小石など飛散しないように注意し、必要に応じて対策を講じるものとする。

(2) 低木類（寄植）刈込業務

ア 校内にある低木類（寄植）の刈込みを履行期間中の6月から8月中旬までに実施すること。

イ 業務範囲は、別紙2-1「低木類(寄植)刈込業務位置図」のエリア1から20までとする。各エリアの面積は、別紙2-2「数量一覧」を参考にすること。

ウ 発生材(刈込んだ枝葉等)の積込みは、運搬車両は横付けができるものとする。

6 本業務に関する留意事項

- (1) 契約締結後、各業務の実施方法や時期を協議し、作業着手前に「業務工程表」を提出すること。また、作業実施日は、事前に発注者に連絡して承認を得ること。
- (2) 各業務実施によって生じる発生材（樹木の枝葉等）は、関係法令に基づき適切に処分すること。
- (3) 各業務において機器を取扱う作業は、安全衛生教育等を受講したものが行うなど業務が安全に履行されるように適切に管理すること。また、高所での作業は、ヘルメット、安全帯の着用等適切な安全対策を講じること。
- (4) 業務を実施するにあたっての必要経費のうち、水道料金及び電気料金は、発注者の負担とする。

7 現地見学

期間：令和8年3月11日（水）から令和8年3月25日（水）までの間の平日

時間：午前9時から午後4時まで ただし午後0時30分から午後1時30分を除く

事前連絡：現地見学会希望日時の前日までに担当に連絡の上日程調整を行うこと

車両進入経路等は事前に必ず確認しておくこと

8 報告事項等

- (1) 受注者は、契約締結後、現場責任者及び従業員の氏名及び資格等の状況を予め、報告すること。現場責任者又は従業員に変更がある場合も同様とする。
- (2) 業務完了後は、業務完了報告書及び業務写真帳を提出すること。業務写真帳は、「各作業の作業前、作業中、作業後」が確認できる全体写真及び部分写真で構成すること。

9 支払い

受注者は、業務完了後、業務完了報告書及び業務写真帳の提出に基づき、請求月の翌月末までに支払うこととする。

10 入札条件

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 本業務に係る契約事務は、本法人の予算成立を条件とする。

11 その他

- (1) 作業員は作業の実施にあたり、発注者の指示に従うこと。
- (2) 大学内での業務に支障を来さないよう作業することとし、やむを得ず騒音等が発生

する場合は、発注者の指示に従うこと。

- (3) 作業員は会社名・氏名を記した名札をつけること。
- (4) 作業中に業務対象についての不具合及び不良個所が発見されたときは、速やかに発注者に連絡し、指示に従うこと。
- (5) 作業員の故意または過失により生じた事故等で、校内設備・機器等に損害を与えた場合、受注者はその損害について賠償の責任を負うものとする。
- (6) 業務上知り得た情報は、発注者の承諾無く第三者に提供してはならない。
- (7) 本仕様書について疑義が生じた場合は、受注者と発注者が協議のうえ決定する。
- (8) 本業務における契約の締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正による消費税額等の変動が生じた場合は、発注者は契約を何ら変更することなく、委託金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。
- (9) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、受注者・発注者協議して定めるものとする。

12 担当

前橋工科大学事務局 総務課

担当 総務企画係 伊藤 花菜美

電話 027-265-7351（直通）